

**世田谷区社会福祉協議会 子ども食堂運営支援金 Q & A**

**Q1. 食材費の一部とは、どのようなものですか？**

**A1.** 子ども食堂運営支援金は、通ってくるお子さんの負担を軽減し、集いやすくするための支援を目的としています。そのため、開催時に子どもに提供する食事やプログラムで消費するもの（食材、飲み物等）が助成の対象となります。

**Q2. 支援金の対象とならないものには、どのようなものがありますか？**

**A2.** 団体を維持するための運営経費（会場費、光熱水費、人件費、備品費など）や儀礼的・交際費的経費（接待、寸志、心づけ、土産等）、報償費（講師謝礼金など）、旅費・交通費、印刷費（業務委託料）、通信費などは支援金の対象となりません。

**Q3. 運営主体や参加者について、要件はありますか？**

**A3.** 運営支援金は世田谷区社会福祉協議会の「歳末たすけあい・地域支えあい募金」を活用して提供されるため、世田谷区内の地域住民が運営主体であり、参加する子どもたちが主に世田谷区在住であることが要件となります。

**Q4. 活動保険にはどのようなものがありますか？**

**A4.** 東京都社会福祉協議会が取り扱っている「行事保険」などがあります。行事保険は、福祉活動やボランティア活動などを目的として、または市民活動の一環として、非営利の団体が主催する行事参加中に行事参加者が偶然な事故でケガをした場合の「傷害保険」、主催者側の過失により損害賠償責任を負った場合の「賠償責任保険」がセットされた保険です。最寄りの地域社協事務所で加入手続きが可能ですので、詳しくは各窓口にお尋ねください。（募集要領P.4「8. その他（子ども食堂の新規開設・運営に関する相談）」参照）

**Q5. 支援金の返還についての記載がありますが、具体的にはどのような場合ですか？**

**A5.** 支援金の対象となる経費が支援金額を下回った場合は、差額を返還していただく場合があります。年度内に子ども食堂を廃止した場合は支援金を精算いたしますので、廃止後30日以内に活動報告書をご提出ください。

また、領収書・受領書のコピーが提出できない場合や不備があった場合、支援金を返還していただくことがあります。

**Q6. 定期的に行うことができる場所がないのですが、相談できる場所はありますか？**

**A6.** 募集要領P.4の「8. その他（子ども食堂の新規開設・運営に関する相談）」をご参照ください。活動の拠点となる地域の社協事務所で運営に関するご相談をお受いたします。

**Q7. 安全面についてはどのような配慮が必要ですか？**

**A7.** 開催場所（広さや設備など）はもちろん、施設使用上の配慮を含め、プログラムにおける安全面への配慮と対策が大切です。アレルギー対策については、国や自治体による対応ガイドライン等を参照し適切な対応をお願いします。運営に関わる関係者や参加者の保険加入や子どもの送迎、災害時の対策なども必要となります。

**Q8. 衛生面についてはどのような配慮が必要ですか？**

**A8.** 食事提供という活動の性格上、調理方法や食材管理、手洗いなどに関するルールづくりなど、衛生面への配慮と対策は非常に重要です。感染症対策についても、国や自治体による対応ガイドライン等を参照し適切な対応をお願いします。

**Q9. 子どもの成長や地域住民との交流を図るプログラムには、どのようなものがありますか？**

**A9.** 子ども食堂には、食事を提供する居場所以外にも地域住民とのふれあいを通して人間性や社会性を身につける場としての役割が期待されています。学習支援やレクリエーション、多世代交流など、地域の状況に応じたプログラムを計画してください。